

平成 28 年度特定テーマに関する調査研究報告書

1 テーマ

暴力団の壊滅に向けた対策について

2 調査・研究の内容

(1) 当局の取組

ア 組織犯罪対策の推進について

○開催日 平成 28 年 9 月 16 日

○場所 大会議室

○報告者 田口 英雄 組織犯罪局長

○主な報告

- ・特定抗争指定暴力団への指定を行うには、対立抗争要件、暴力行為要件、恐れ要件という 3 つの要件を満たす必要がある。
- ・貸金業、産廃業及びリサイクル業といった法律等に規定がある場合、暴力団を相手方とした訴訟支援に必要な場合、被害者支援のために必要な場合、資金源対策等のために必要な場合のいずれかに該当し、かつ情報を適正に管理することができると認められる場合には、外部に暴力団情報を提供している。
- ・平成 28 年 8 月末までに六代目山口組総本部を含む両団体の事務所約 70 ヶ所を捜索し、直系組員 9 人を含めて構成員等を約 660 人検挙した。
- ・平成 28 年 3 月に組織犯罪対策課の中に、組織犯罪特別捜査隊を設置し、内偵捜査等を行っている。
- ・県下で組織犯罪対策に専従する職員は、警察本部では局長以下約 270 人、全警察署では約 270 人の延べ約 540 人である。また、専従職員だけでなく、署の総合力を発揮するため、輪番制による警戒を行っている。
- ・構成員が減少する一方、暴力団から離脱した元暴力団員等が増加している。
- ・特別警戒所は六代目山口組の総本部の東側にある県有地に設置しており、看板や駐車場を確保することにより、対立抗争の前兆事案を察知して違法事案をすぐに検挙できる体制が整うとともに、捜査時に必要となる多数の車両の駐車場所を確保することで、捜査効率の向上も図ることができる。
- ・アドバイスや教示で対応できるものは暴力団追放兵庫県民センターだけで対応しているが、捜査力や取り締まりを必要とする事例については、警察署と連携して対応している。
- ・平成 27 年度に暴力団追放兵庫県民センターで受理した相談件数は 859 件で、うち暴

力団対策法に関する相談が 590 件と、全体の約 7 割を占めている。主な相談内容として、不当要求防止責任者講習の受講の手続きや暴力団追放兵庫県民センターの業務に関する問い合わせがある。

イ 暴力団の取締り方策について

○開催日 平成 28 年 10 月 28 日

○場所 第 3 委員会室

○報告者 山本 真一 暴力団対策課管理官

○主な報告

- ・暴力団同士の抗争の中で、過去に一般人が巻き込まれたケースがあった（いわゆる山一抗争など）ので、今回の分裂騒動においても、県民の方々に絶対に被害が及ぶことがあってはならないという気持ちで取り組んでいる。
- ・県下の六代目山口組の事務所は主に、灘区（総本部）、中央区、姫路に存在しており、神戸山口組の事務所は主に、尼崎、中央区、西区、淡路（総本部）に存在している。
- ・中央区にある山健組の本部事務所の近くには、教育関連施設がある。
- ・暴力団対策課だけではなく、刑事企画課にある、街中の防犯カメラを精査するプロフェッショナル集団がいる。また、初動対応に優れている捜査一課や機動捜査隊や機動パトロール隊や各警察署が連携して検挙に向けた取組を行っている。
- ・目に見えている事件だけでなく、水面下での犯罪を食い止めるためには、内偵捜査が必要であり、人・モノ・金の情報収集が重要である。人に関しては、捜査協力者からの情報、県民からの相談、敵対する暴力団からの情報がある。モノについては、事務所・土地建物・関連企業・車や携帯電話などの情報を収集する。金については、金の動きを見ることで、組織の実態を掴む。こういった方策をとり、統一的な取締り戦略の策定と取締りの実施を行っている。
- ・対立抗争に伴う取締りの強化として、発砲事件や殺人事件だけでなく、組事務所へのトラックの追突などの前兆事案に対しても、確実に処理をしていかなければならない。
- ・色々な情報を収集し、ヒットマンを見つける取組もしている。また、拳銃の取締りも強化している。現在のような事態では、普段は遠くに隠している武器でも、民家などのすぐに取り出せるような場所に置いている可能性もあるので、そういったところについても徹底した捜索を行っていく。
- ・資金源獲得活動に打撃を与える取締りの強化として、暴力団に協力する企業も検挙し、実態解明に力を注いでいる。

○主な意見等

- ・暴力団排除活動をする上で、県民や企業に対して、暴力団排除条例を盾にして暴力団との関係を断ち切るように広報啓発する必要がある。
- ・山口組と神戸山口組への対応を行う上で、片方が消えたとしても、もう片方の勢力が肥大化することがないようにしなければならない。

ウ 暴力団排除活動の推進について

○開催日 平成28年12月16日

○場所 第3委員会室

○報告者 丸山 文勝 暴力団対策課管理官

○主な報告

①山口組の分裂に伴う新たな暴力団排除活動

- ・六代目山口組総本部の視察や情報収集の強化、対立抗争の防あつを目的に、「兵庫県警察特別警戒所」の設置
- ・六代目山口組総本部東側に、暴力団追放センターが灘区の暴力団排除活動団体の賛同を得て、暴力団追放看板を設置
- ・平成28年5月21日、8月20日、12月4日に地元住民らとともに暴力団追放パレードを実施
- ・神戸山口組本部隣接地の活用
- ・「暴力団追放淡路市民の会」の発足

②暴力団排除活動の推進状況

- ・暴力団追放大会の開催
- ・兵庫県暴力団追放組織地域連絡協議会における活動
- ・市民と協働した関連施設撤去活動

③組事務所に対する暴力団排除条例違反の勧告

(2) 事例調査

ア 北九州市警察部

○日時 平成28年11月8日

○主な調査内容

- ・北九州地区の治安確保のため、昭和31年に「福岡県警察北九州市連絡所」を設置した。現在は、「北九州市警察部」に改編し、全国の市警察部で唯一の実働部隊として活動している。
- ・暴力団対策専門部隊である特別遊撃隊（現特別遊撃班）は平成18年に設置した。
- ・北九州市警察部と福岡県警内の他警察署に上下関係はなく、北九州市警察部は他警察署の支援を行う立場で活動している。
- ・組織的なメリットとしては、刑事部、交通安全部といったヨコの連携がとりやすいことが上げられる。
- ・工藤会の構成員は現在270人でピーク時から200人程度減少し、かなり弱体化している。
- ・地元暴力団である工藤会への対応のために、特に飲食店街に対して暴力団排除のシール貼付の呼び掛けを行うなどの独自の取組を行っている。また、市民に対しては、工藤会の状況や相談の呼び掛け活動を地道に行っている。
- ・シール貼付等暴力団排除に協力している市民の恐怖を和らげるため、工藤会の市民保護対策の専門部隊を活用して、警察側の対応を説明している。

- ・共に暴力団対策を行う兵庫県へのアドバイスをするとすれば、暴力団対策に特化した職務質問部隊（特別遊撃班）が非常に有効で、多様な情報を得ることができる。
- ・暴力団対策予算の獲得には、知事をはじめ行政の理解が必要不可欠である。
- ・暴力団対策専門部隊を結成すると家族を含めてターゲットにされるということで手を上げる警察官もなかなかいないのではないと言われることがあるが、本組織の職員の士気は非常に高いものがある。また、メリハリをつけて職務に取り組むように指導も行っているところである。

イ 福岡県議会

○日 時 平成 28 年 11 月 9 日

○主な調査内容

- ・暴力団の本質は、「お金が全てである」「組織は絶対である」「組織的暴力を行使して不正利益を追求する」ことにある。
- ・暴力団は下の組員が上に向かって金を上げていく組織である。組織構成は企業に似ているが、組長の命令は絶対でかつ給料はなく、働く時間もないため、犯罪を繰り返して組長に上納金を払わなければならない。
- ・福岡県に本拠を持つ暴力団は 5 団体存在しており、指定暴力団の組員として活動しているのは 1,480 人である。福岡県は 4 地区に分かれるが、全てに指定暴力団が本拠を構えているという全国でも稀な県である。
- ・九州地区の暴力団はそれぞれの地区にあった愚連隊から派生した組織である。
- ・平成 24 年暴力団対策法の改正以降に取組を進めた結果、事業者襲撃、一般人を対象に狙う事件はゼロになり、対立抗争も抑えられてきている。加えて暴力団が関与する発砲事件も抑えてきているのではと考えている。
- ・福岡県内にも山口組傘下の暴力団が存在しているため、山口組分裂による対立抗争が福岡にも飛び火しているが、火種はなんとか抑えている状況である。
- ・山口組組長の保釈金は 10 億円以上であるが、その財源は全て「犯罪収益」と理解して良い。
- ・暴力団に対する法的対抗措置は暴力団対策法である。
- ・平成 24 年度暴力団対策法の改正は、福岡県暴力団抗争に対応するためであった。改正に伴い、浪川会と道仁会の抗争を全国で唯一「特定指定暴力抗争指定暴力団」に指定して規制を強化した。また、不当要求を繰り返す工藤会を「特定危険指定暴力団」に指定して法規制を行うことができた。
- ・暴力団を弱体化させるには「ヒト」「モノ」「カネ」がポイントになる。
- ・暴力団はピラミッド組織であるので、上からの指示がなければ動けないので、工藤会については、徹底的に「上」から狙っていった（全国では頂上作戦と言っていた）。幹部は複数回逮捕している。
- ・現行では、実効犯を捕まえた場合、刑法の殺人罪ではなく組織的犯罪処罰法を適用して、トップまで逮捕できるものの、具体的指示を出した立証が必要になる。
- ・暴力団排除活動としては、工藤会には「事務所使用制限命令」を掛けて、彼らの集合

場所を使えない状態にしてある。暴力団としては、組員が集まる場所もなければ、集まらせることもできないので、指揮命令がズタズタになっている。

- ・組織や組のために事件を起こした組員に対して、出所後に、名誉を与えるといったことを禁止する命令を掛けている。このことにより、襲撃事件をおこすヒットマンを無くならせる効果がある。
- ・暴力団排除条例には「勧告」という制度がある。これは、暴力団に協力をしている者への対応である。暴力団に面倒を見てもらうために、上納金を上げているようなパチンコ店経営者などがこれに該当し、資金源を断つ対策の一つとして活用している。
- ・小倉市内飲食店を個別訪問し、県警の暴力団対策の取組とみかじめ料の徴収に応じないよう呼び掛けを行った。中には工藤会からの被害申告もあるなど、一定の成果もあった。
- ・繁華街において暴力団へみかじめ料を払っていたと被害申告を行った場合は、店や自宅周辺に警らにまわる体制を取っている。
- ・国交省、県、市を巻き込んで、大きな資金源となる公共事業から暴力団を排除するための協議会を設置している。
- ・暴力団が犯罪収益で株や投資を行う場合、金融機関側に暴力団とはそういう取引はしないという暴排条項をどんどん入れてもらい、マネーロンダリングを断ち切る取組が効果を発揮する。
- ・暴力団対策を強化すると「もう暴力団をやっていけない」と考える組員が増えてくる。離脱する組員への対策として、公的機関と連携して意見交換を行っている。
- ・北九州市内の暴力団から離脱しても、同じ北九州市で生活し続けるのが怖くてできないという者もいる。そのために、他県との提携するため、例えば福岡県の元組員が愛知県で就職するといった手続きが取れるような協定を結んでいる。この協定には近々兵庫県も加わる予定と聞いており、全国にも広げていきたい取組である。
- ・昨年度に福岡県暴力団から離脱した者は、127人と近年増加している。そのうち、10名就労支援を受けているが、それ以外の者の動向までは把握できていない。なお、今年度も上半期は前年を上回る勢いで離脱が進んでいる。
- ・新たに暴力団に加わる者は羽振りの良い先輩たちの姿を見て入ってしまう。しかし、暴力団対策法により資金集めができず、上納金を上げることができないことから、離脱に気持ちが傾いている者が多くなっている。
- ・北九州市民の警察取組の意識調査では「暴力団追放運動の推進」が一番に上がっており、また県内の10大ニュースでも「工藤会対策が功を奏したこと」が上位になり、取組の浸透の手応えを感じている。
- ・暴力団と決別したいという県民の意識を感じるようになった。小倉北警察署と北九州市の多くの警察官が街中を暴力団対策のために巡回している。
- ・最近の暴力団の名刺には組合名は名乗らず、「人権擁護団体」や「財団法人」等を名乗って、県民に近づいてくる。相手が来た時の確認のため、指名停止業者や検挙した組合員は県HPに1週間実名公表しており、平成22年度開始以降10倍近くアクセス件数が伸びている。

- ・中高生に対する暴力団排除教育は平成 23 年頃から行っており、現在 8 名が従事している。
- ・暴力団事案に関わった裁判員に対する保護対策は、裁判所が中心となって行っており、裁判員の個人情報までは把握していない。
- ・工藤会対策は順調に進んでいるが、未解決の重要凶悪事件はまだまだ北九州市地区を中心に残っており、幹部を中心に検挙を進めたい。
- ・暴力団排除教育のため、全国の中高併せて 560 の拠点がある。県警では教員免許を持っている方を臨時職員として採用し、全ての学校をまわって、暴力団排除教育を行っていきたいと考えている。
- ・組合員の離脱と社会復帰を進めるため、離脱した組員が二度と暴力団に戻らない、犯罪を起こさないようなケアを行っていききたい。
- ・「取り締まり」、「暴力団排除」及び「保護対策」の 3 つの取組が連動することによって、暴力団を壊滅させ、県民の安全・安心を勝ち取っていく。

ウ 鹿児島県中央警察署

○日 時 平成 28 年 11 月 10 日

○主な調査内容

- ・南九州最大の繁華街・歓楽街は通称「天文館」と言われている。鹿児島県警では総合的対策の推進のため、「天文館対策課」を設置している。
- ・鹿児島県内で把握している暴力団の構成員は約 350 名で 10 年前より約 400 名減少している。
- ・その内訳は、指定暴力団の指定を受けている地元暴力団の小桜組が約 180 名、山口組等県外暴力団が約 170 名である。
- ・当署管内の暴力団は約 90 名で、その資金源は天文館を活動拠点に様々な利権に関与して債権取り立て、風営店を経営等して利益を得ている状況である。
- ・最近では山口組若手幹部が一般人から利益供与を受けていたため、暴力団排除条例による勧告及び公表を行った。また利益供与を行った企業に対しても勧告措置を行っている。
- ・小桜組は天文館から離れた地域に事務所を構えており、他組織との表だった抗争は発生していない。古くからの「顔見知り」なこともその理由である。

エ 暴力団追放淡路市民の会、淡路防犯協会

○日 時 平成 29 年 2 月 3 日

○主な調査内容

- ・暴力団は追放するだけでなく、解散させないといけない。
- ・石材会社の研修所として設立されたものがいつの間にか暴力団事務所になった。ただ、この狭友会の組事務所はもともと静かで今のところ、あまり目立った行動はしていない。
- ・市民の会設立の際、会長を引き受けてくれる人はなかなかあられわず、門市長にも

- 相談をもちかけ、最後に蓮池会長に頼み込んで、なんとか市民の会が設立できた。
- ・発足以降、住民への暴力団追放淡路市民の会の周知のため、あらゆる団体へ依頼し、チラシを作成した。(市民の会規則、会員募集)
 - ・チラシ効果もあり、現在 130 件の会員で、今後も会員募集活動も積極的に行っている。
 - ・淡路市から市民の会の活動への補助が有り、会議室の貸し出しや人件費、物品、光熱費などの負担をほぼ負わずに活動している。
 - ・本年 2 月半ばには、暴力団追放を掲げた 3 種類の「のぼり」を市内全域に配置し、暴力団に対して強く訴えていく。特に淡路市の志築地域を中心に「のぼり」を配備していく。
 - ・市内にある、看護医療大学（4 年制）、関西総合リハビリテーション専門学校、加えて、2 つの高校に対して、暴力団追放センターより講師を派遣してもらい「暴力団追放講座」を開講し、若者に暴力団の怖さなどを積極的に認識してもらおうという取組を行っていく予定である。(本年 4 月頃から本格始動)
 - ・市民の会として、年 1 回は会報を作成し、幅広く市民に活動内容を知ってもらうつもりである。しかし、まだ発足して間もないので、手探りで進んでいる状態である。
 - ・これからの事業の中で、活動実績のある団体との意見交換などを取り入れていくつもりである。
 - ・今後、活動を進めていく上で、地域住民の意識を一つにまとめて、地域住民の意識を明らかにする必要がある。住民が一体となって暴力団追放に向けて取り組むべきである。しかし、地域の実情として、淡路市は南北に広がっており、南部に位置する志築の状況に対して北部の住民は少し他人事のように思っている節があり、淡路市内でも暴力団追放の意識に少し温度差がある。
 - ・暴力団追放パレードに参加した人数は、第 1 回が約 200 名、第 2 回が約 250 名、第 3 回は淡路全島をあげてのパレードであったので 300 名を超える住民が参加した。追放パレードは、少数であると怖いのが 300 人を超える大人数であれば、立ち向かっていくことが出来る。
 - ・会員の中には、怖さや不安を抱えている人が多い。会長自身も家をセコムに保護してもらったり、夜道でも後ろを振り向くなど、それぞれが怖さとたたかっている。
 - ・全国的に淡路島は小さいとみられているので、この暴力団騒動で「淡路島全体」が危ないと思われて、観光などに風評被害が出ている。日本遺産に登録にされたばかりであるのに、淡路島に来るのを躊躇する観光客が増えてしまう。また、近隣の大学への入校希望等にも影響が出ている。
 - ・市民の会の活動は、しっかりと警察の保護を受けているということをもっと PR していかなければならない。

3 今後の方向性（委員間討議の結果）

平成 27 年 8 月下旬、日本最大の暴力団組織である六代目山口組から神戸山口組が分裂した。それを受け、平成 28 年 3 月 7 日、兵庫県警察本部（以下、「県警」という。）は、「兵庫県警察六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部」を設置した。同年 4 月 15 日、県公安委員会は異例のスピードで神戸山口組を指定暴力団として指定した。これにより、厳しい規制が可能となり、指定以降は、抗争事案の抑止に効果を発揮している。

しかし、この 2 大勢力は本県に拠点を置き、勢力争いが続いており、神戸山口組をめぐるっては、一部の直系組長が離脱し、新たな組織を結成することを表明する報道があるなど、県民の不安は解消されていない状況にある。

このため、県警は、両団体の活動を更に厳しく摘発する特定抗争指定暴力団の指定も含め、あらゆる手段を駆使した組織の弱体化を図ることが不可欠である。

こうした状況を踏まえ、警察常任委員会では、特定テーマの調査研究として、「暴力団の壊滅に向けた対策について」を取り上げ、その現状や課題、取組状況等の把握のため、管内・管外調査等において、調査や関係者との意見交換を行ってきた。これらの調査結果から、今後の方向性として、「1 暴力団壊滅に向けた徹底した取締の推進」、「2 暴力団排除活動の推進」、「3 暴力団組織からの離脱・就労支援の推進」についての 3 点を提案する。

（1）暴力団壊滅に向けた徹底した取締りの推進

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争が発生する中、県警は、情報の収集、分析、暴力団に対する戦略的な取締り、暴力団対策法の的確かつ効果的な運用等による暴力団対策を講じている。

また、県警は、平成 28 年 8 月、神戸市灘区の山口組総本部前に、平成 29 年 4 月には淡路市志筑の神戸山口組本部事務所前に、視察・警戒の拠点となる「特別警戒所」を設置し、対立抗争の前兆事案をいち早く察知し、違法事案をすぐに検挙できる体制を整備している。

今後とも、各種法令を効果的かつ積極的に活用し、幹部を含む構成員の徹底検挙、資金源の遮断等、両団体の完全な壊滅に向けた取締りの一層強化が必要である。

〈主な提案〉

- ・北九州市警察部の暴力団対策専門部隊である特別遊撃班が行う徹底した職務質問は非常に効果があるので、見習う必要がある。それに当たり、県警の取組に何が不足しているのか検証の上、明確にして、今後の取締りを充実していくべきである。
- ・北九州市小倉では、暴力団対策として多くの警察官が街中を巡回しているが、県警においても暴力団対策要員の強化が必要か検証すべきである。
- ・防犯カメラが犯罪捜査に効果を発揮しているが、人工知能（AI）の防犯カメラを活用した取締りも効果が上がると考える。

（2）暴力団排除活動の推進について

暴力団の弱体化、ひいては壊滅のためには、警察による取締りのみならず、県民と警察

が連携し、暴力団を社会から孤立化させる暴力団排除活動を展開することが不可欠である。

このため、県警では、「暴力団追放3ない運動+1※」の県民への呼び掛け、周辺住民等が実施する暴力団事務所撤去を目的とした決起集会や暴力団追放パレードへの参加、公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター（以下、「暴迫センター」という。）と連携した各種支援（相談業務、被害者支援、暴力団排除教室等）を実施している。

一方で、こうした暴力団排除活動の関係者等に暴力団員らによる加害行為を未然に防止するため、各種警戒活動を実施するなど、保護対策等の強化を図る必要がある。

※「暴力団追放3ない運動+1」：「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団と交際しない(+1)」

〈主な提案〉

- ・暴力団排除条例が現在の暴力団情勢に適合した内容となっているか確認の上、今以上に暴力団を追い込み、撲滅につながるように条例の見直しを検討すべきである。
- ・暴力団事務所をなくしていくためには、暴力団事務所を新設できないようにするための規制が必要であり、暴力団排除条例による規制を強化すべきである。具体的には、条例に規定されている暴力団事務所の運営禁止区域等を拡大すること。また、現状の事務所については、売却などへの支援制度の創設を検討すべきである。
- ・福岡県のように、暴力団排除条例に「特定地域における暴力団の排除を推進するための措置」を追加し、公安委員会の標章が掲示されたスナック、居酒屋、コンビニ等に立ち入ることを禁止し、禁止命令違反者に対する罰則規定を設ける。この標章を数多く貼っていくことで、“暴力団が住みづらいまちづくり”を県全体で推進する。
- ・暴力団勢力を増やさないために、暴力団構成員になりたいと思わせないような環境づくりが必要である。
- ・暴力団の生命線である資金源を絶つために、金融機関に協力を要請し、取引を拒否するなど、マネーロンダリングを断ち切ること。
- ・「暴力団お断り」ステッカーやポスター貼り付け協力店を増やす、暴力団追放パレードを積極的に商店街などと連携して実施する（県民参加型パレードの定期実施）など、県民全体が暴力団排除に協力する気運醸成を図る。
- ・住民が暴力団排除に立ち向かうためには、大きな恐怖を払拭し、それに対して警察・行政がしっかりとサポートする必要がある。そのために、支援体制が整っているか、暴力団事務所が置かれている市町を中心に実態調査を実施するとともに、暴力団排除団体への安全面でのサポート、財政的支援のあり方について検討すべきである。
- ・暴力団排除活動を行う人材を確保するために、まずは、地域住民の安全が担保されることを警察がとことん保障できるように努めること。
- ・暴力団追放団体役員等の身の安全と安心を確保するため、警察官の増員も必要と考える。
- ・暴力団追放団体はその責任者が決まって初めて成立するため、今後その後継者や役員のなり手を確保する取組が必要である。また、暴力団排除活動の地域を拡大するため、排除団体の設立促進と運動の拡大、展開を図る必要がある。
- ・暴力団追放淡路市民の会によると、団体の事務所、人件費などの行政の支援はあるが、確立したものではないとの指摘があるので、財政的支援の確保が必要である。

- ・暴力団追放パレードや啓発活動など、住民の暴力団排除活動への支援を充実するために、状況に応じて訴訟費用等の支援も必要である。
- ・長年、暴力団排除活動を行ってきても、未だに解決に至っていない地域もある。暴力団排除団体を立ち上げた後も、実効的に排除できるよう、しっかりと支援していくことが必要である。
- ・様々な暴力団排除活動が実施されているが、効果が出ているか疑問である。もっと特化した運動を全県的に行う方が効果的であると考ええる。
- ・未だに暴力団を排除しようとする認識に欠けている者もいるので、警察署単位で、地域の各種行事・会合等の場で出前講座を開催するなど、地道に一般県民に啓蒙して、その認識を高めていく必要がある。
- ・暴力団追放という認識を持たない住民も、自分の生活の安全を守るためという観点で、暴力団に関する講習を受けて、その知識を身につけておくべきである。
- ・未だに暴力団に「あこがれ」を持つ若者や、暴力団の怖さを知らない若者も多いため、学校教育において、暴力団はどのようなものかを理解させる教育や普及活動をもっと多く行うべきである。
- ・暴力団事務所があり、身近に組員が街で歩いているような地域では、ちょっとしたきっかけで、非行少年が暴力団に加入するようなケースも考えられる。生徒指導や警察の補導の際にしっかりと教え込むといった水際の対策と、学校に行かない非行少年をフォローし、受皿となるものがないと、結局、暴力団の方に流れ込んでしまうのではないかと考える。
- ・例えば、元組員で構成するNPO法人が、非行少年のカウンセリングをして、組員にならないように更生させるといった仕組みがあってもよいと考える。
- ・スクールソーシャルワーカーや進路指導の先生が非行少年を組員にさせないように積極的に関与すれば効果が上がると考える。

(3) 暴力団組織からの離脱・就労支援の推進について

警察などには、暴力団排除活動の高まりや抗争への不安により、組員から相談が寄せられており、県警などが組員の暴力団組織からの離脱を支援している。こうした動きを加速させるために、専門の相談員を設けて対応するなど、組員への離脱の働きかけを強めていく必要がある。

鍵を握るのは、組織を抜けた組員への就労支援である。就職して、生活が安定すれば、組織への再帰属や再犯率は減少する。本県では、平成27年末までの5年間で約110人を離脱支援した一方、就労に結びついたのは2人だけである。平成4年以降、52名就労支援したが、半数以上が離職している状況である。

このため、暴追センターが実施する、離脱組員の受け入れ協賛企業に損害が生じた場合の補償金制度や就労希望者への生活費の補助制度を有効に活用する必要がある。

また、暴力団を辞めた元組員の社会復帰を支える「兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会」は全国各地の暴力団離脱者就労対策協議会（以下、「協議会」という。）と就労先の情報を共有するなどする「広域連携協定」を平成28年11月に締結した。協議会双方の企業で受入れ

が可能となるため、受入れ企業の幅や数が増えるばかりでなく、県境を越えて働くことができるので、組側の脱退妨害を恐れる組員の不安を和らげる効果がある。協議会のネットワークを活用し、こうした取組を積極的に周知し、組員の就業支援に力を入れるべきである。

〈主な提案〉

- ・ 刑期をつとめた組員が偉いと思いついでいる組員の意識の払拭、離脱しても「生きていける」といった啓発など、組員の暴力団離脱への働き掛けの強化が必要である。
- ・ 暴力団離脱に傾く組員が増加する中、離脱した組員が2度と暴力団に戻らない、犯罪を起こさないケアが必要である。そのため、行政、警察、民間がそれぞれ出来る暴力団離脱対策を整理し、特に、就職や生活基盤の安定に関して、行政的支援のあり方を検討し、県独自のシステムを構築すべきである。
- ・ 本県では暴力団を離脱し、就職支援を受けて就職しても、実際に継続して就労している者は1割程度で、その多くは生活保護を受給して生活している状況である。また、福岡県では、暴力団から離脱した者は127人で増加傾向にあるが、その内、就労支援を受けている者は10名で、それ以外の者の動向までは把握できていないとのことである。以上のことから、暴力団離脱者の動向把握と、社会復帰のための取組と環境づくりに力を入れるべきである。
- ・ 暴力団離脱者が再び暴力団組織に帰属せず、社会復帰がスムーズにいくように、社会復帰のためのプログラム（マナー講座、資格取得研修等）を確立する必要がある。
- ・ 暴力団を離脱しても、地元に戻って生活するのは難しい。就労支援と併せて住居について、連携する他府県の協議会が属する自治体の公営住宅の斡旋も含め入居支援を検討すべきである。
- ・ 暴力団離脱者の社会的な制限は一定必要かもしれないが、口座開設ができない等、日常生活や健全な経済活動を行えないなどの支障があるので、一定の基準を満たす者への口座開設が出来るように、金融機関への働き掛けをするような仕組みがあっても良いと考える。
- ・ 暴力団離脱者を受入れる企業においても、離脱者が本当に更生しているか不安が大きいので、警察がそれを見極めるなどの取組が必要である。
- ・ 企業での暴力団離脱者の受け入れは実際に困難であるので、行政がその仕事をつくる仕組みを作るべきではないかと考える。